

火を使用するすべての飲食店に

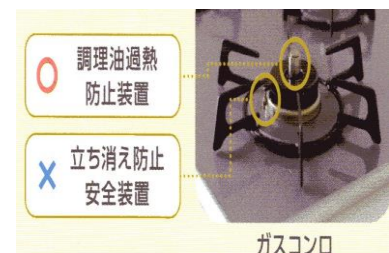
消火器の設置が必要となります！

平成28年12月22日に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を受け、平成30年3月28日に消防法施行令の一部が改正され、**平成31年10月1日から**こんろやフライヤー等の火を使用する設備等を設けた飲食店（※防火上有効な措置が講じられたものを除く。）については、**店舗の広さにかかわらず消火器の設置が義務**付けられることになりました。

※防火上有効な措置とは、次に掲げるいずれかの装置を設けることをいいます。

・調理油過熱防止装置

鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置をいいます。（調理油過熱防止装置を有するものには、「PSマーク」や「Siセンサー」等の表示がされています。）



・自動消火装置

火を使用する設備等の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置をいいます。

・その他の安全機能を有する装置

過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより、火を消す装置である圧力感知安全装置等をいいます。なお、鍋からの吹きこぼれにより火が消えた場合に、ガスの供給を停止してガス漏れを防止する立ち消え防止安全装置は該当しません。

※[飲食店の消火器具設置義務化リーフレット](#)

[（一般財団法人日本消防設備安全センター）](#)

○[消火器の点検と消防署への報告](#)

消火器は、消防法第17条の3の3の規定に基づき**6か月ごとに点検し、1年に1回消防署に報告**する義務があります。なお、製造年から5年を超えていない蓄圧式消火器又は製造年から3年を超えていない加圧式消火器であれば、関係者の方が自ら消火器の点検と報告を行うことができます。

なお、建物によっては、点検の際に資格が必要となる場合があります。

※自ら行う消火器の点検と消防署への報告についてはこちら

[自ら行う消火器の点検報告パンフレット\(総務省消防庁\)](#)

問い合わせ先

| | |
|---------|--------------|
| 消防本部予防課 | 055-920-9101 |
| 第一方面本部 | 055-935-5119 |
| 第二方面本部 | 0558-76-5590 |
| 第三方面本部 | 0557-38-0198 |